

事務連絡  
令和2年12月25日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和2年12月23開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、分科会提言を踏まえた催物の開催制限等について、別添1の2. に示された業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底、催物開催時における感染防止策及び催物前後における感染防止の徹底について注意喚起を促すよう、所管事業者・関係団体等に対し広く周知していただくようお願いいたします。

(別添1) 令和2年12月23日付

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡  
「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」

(別添2：参考) 令和2年9月11日付

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡  
「11月末までの催物の開催制限等について」